

# 訴 状

令和6年10月22日

高知地方裁判所 御中

〒780-0841 高知市帯屋町1丁目9番6号 白亜堂ビル4F

原告 山口人生

TEL 080-3756-1866

〒142-0053 東京都品川区中延2丁目11-16

グレースコート101

被告 赤尾博子

詐欺、及び、単純横領による損害賠償請求＋慰謝料請求事件

訴訟物の価格 金 100万円

貼用印紙額 金 10000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し、詐欺、及び、単純横領による損害賠償金181038円を支払え。
- 2 被告は原告に対し、精神的苦痛の慰謝料として、818962円を支払え。

との判決を求める。

## 第2 請求の原因

- 1 原告は被告とパパ活を通じて知り合った。
- 2 原告には子供がおらず、

- 「私の子供を産むなら愛人にして生活の面倒を見る。」
- と被告に提案したところ被告は承諾したので、履歴書を提出させた。(甲1号証)
- 3 一度、性交したが、年齢の為、原告は精子発射できなかった。
- 4 その後、会う予定日に対し、被告からのドタキャンなどがあり、原告は被告と別れるつもりでいたが、被告から妊娠を匂わすメールが届いた。(甲2号証)
- 5 真意を確かめるべく会ってみると、被告は妊娠検査したと称するクリニック診察の領収書コピーを見せた。但し、妊娠確定かどうかまでは不明であった。
- 6 更に、スマホで超音波の腹部画像コピーまで見せ、妊娠していると言い張った。(本人の画像かどうかは不明。)
- 7 発射しなくても妊娠する可能性もあると聞いていたので、完全に否定も出来ないが、原告以外の子供の可能性もある。
- 8 よって、子供のDNA検査をすることになり、被告も同意した。それどころか、被告からDNA検査クリニックの推薦までであった。(甲3号証)
- 9 原告は、このクリニックに対しDNA検査の申し込みをし、検査キットがクリニックより原告に届いた。(甲4号証)
- 10 これは、被告の血液検査キットと原告の口腔内粘膜採取キットに分かれており、原告は被告に対し血液検査キットだけを渡した。
- 11 この際、被告は血液検査に行く病院費用を要求したので金を払った。(甲5号証)
- 12 更に、この前後、被告には手持ちの金がなく、お腹の子供の栄養のため食料品をアマゾンで購入し、贈って欲しいと要求してきたので、原告は実行した。(甲6号証+甲7号証)
- 13 その後、約束の9月30日を過ぎても、被告は病院に血液採取に行

かなかった。（甲 8 号証）

1 4 採血に行かないのなら、DNA 用採血キットを返却するように原告から被告に催促したがメールに反応しなくなった。（甲 9 号証）

1 5 なお、1 0 月 2 2 日の時点で、see DNA に被告の血液が届いてないことを電話確認した。

### 第 3 結論

①被告は原告に対し妊娠したと言った。これはエコー検査の画像まで用意周到に準備した財産狙いの詐欺である。原告から検査キットを受け取り、被告の血液と（原告の口腔粘膜とすり替えた）被告を妊娠させる彼の口腔粘膜を DNA 検査機関に送れば、DNA 検査結果は私の子供となる。その第三者の子供を原告の子供と偽って、原告の愛人となり、裕福に子育てし、原告の財産を奪うという、極めて悪質な詐欺未遂事件だと言える。

②そう考えないと事件の顛末の辻褄が合わないが、他に一つだけ、「被告が原告に対し、口先で嘘を付き、寸借詐欺を兼ねて嫌がらせを続けていた。」

可能性もある。嘘が露呈し、万事窮するまで平気で続行するタイプである。

③いずれにせよ、原告の資産承継を汚す行為は許しがたい。これが慰謝料請求の主旨である。

④原告が口腔粘膜検査キットを被告に渡さず、原告から直接、see DNA に送る措置を取ったので、財産詐取は未遂に終わったのであるが、食料品の寸借詐欺や DNA 用採血キットを原告に返さない単純横領は有効である。（検査キットは 1 年間有効なので、別人に対し利用できる。）

以上

添 付 書 類

1、訴状副本 1 通

1、甲号証写し 各 2 通